

プラスチック分別回収事業の実施について

1 背景及び実施目的

令和4年4月の「プラスチック資源循環促進法」施行に伴い、本区では令和4年度にプラスチック分別回収モデル事業を実施し、協力いただいた地域にお住まいの皆さまからは、分別回収に対して前向きなご意見等をいただきました。また、令和5年7月開催のリサイクル清掃審議会においても、プラスチック分別回収事業の実施について諮問を行い、分別回収を進めることが適当であるとの答申を得ました。

このことから、可燃ごみの約15%を占める「プラスチック」を「資源」として回収し、リサイクルすることで、ごみの減量化と資源循環型社会の実現を目指すため、プラスチック分別回収事業を実施いたしますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

2 実施規模

区内全域

3 開始時期

令和7年4月1日（火）

4 実施内容

現在は可燃ごみとして収集しているプラスチックを、週1回、「プラスチック」の日に回収します。

※回収するプラスチックの例は、資料裏面をご参照ください。

5 周知方法（予定）

時期	周知方法
令和6年10月～ 継続的に実施	区民説明会の開催 （地域活動センターのエリアごと及び希望する町会や団体等）
	区報ぶんきょうへの掲載（周知開始直後及び事業開始直前等）
	区ホームページ、SNSでの発信（説明会開催案内等）
	ポスターの掲示（区設掲示板、町会掲示板等）
	動画（CATVでの放送、YouTube）
	共同住宅管理人に対する周知（訪問等）
令和7年3月	共同住宅管理会社、宅建協会、全日協会に対する周知
	集積所看板の表示変更（品目及び回収日の表示追加） 「ごみと資源の分け方・出し方」及び「事業周知ちらし」の全戸配布

6 回収するプラスチック

プラスチック製容器包装 (プラマーク が付いているもの)

ボトル・キャップ類

シャンプー・リンス・洗剤などの容器、
食用油・たれ・つゆ・乳酸飲料などの容器、
プラスチック製のラベルなど



カップ・パック類

カップ麺の容器、プリン・ゼリーなどの
カップ、果物・ハムなどのパック、
弁当、豆腐、たまごなどの容器など



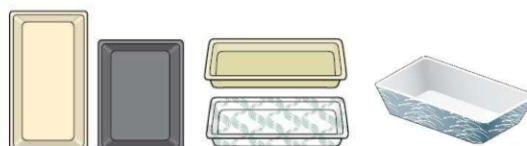
チューブ類

マヨネーズ・ケチャップ・からし・わさび・
歯磨き粉・化粧品などのチューブなど
(使い切ってから軽くすすいでください)



トレイ (皿型容器) 類

惣菜・生鮮食品・お寿司などのトレイ、
お菓子・海苔・冷凍食品などの仕切りなど



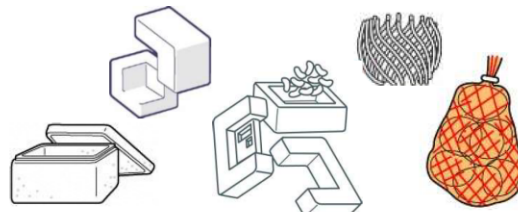
食料品や日用品の袋類

パン・お菓子・インスタント食品の袋、
生鮮食品・コンビニ弁当などのラップ・
フィルム、レジ袋、シャンプーなどの詰め
替え用容器など

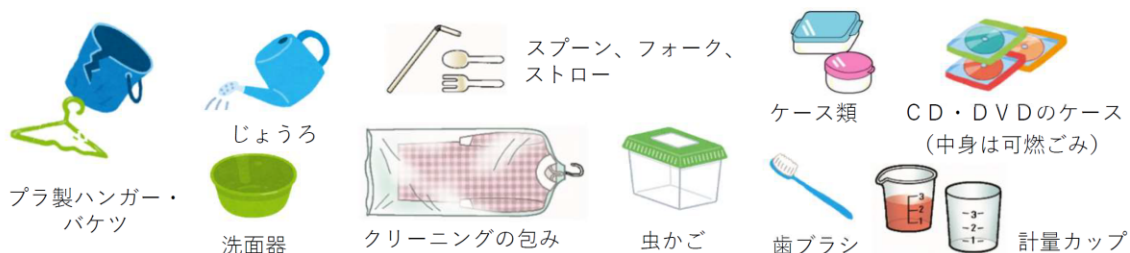


発泡スチロールなど

発泡スチロールやシート、果物などのネット
製品の緩衝材など



製品プラスチック (プラマーク が付いていない全てプラスチックでできているもの)



【問い合わせ先】

文京区資源環境部リサイクル清掃課清掃事業係
宇田川・澤谷
電話 (5803) 1184